新計画の基本的な考え方（たたき台）

１１　北海道意思疎通支援条例・手話言語条例の施策の推進

障がいのある人に対し、障がい特性に配慮した意志疎通手段の確保や意思疎通支援者の養成・派遣等を行うほか、ICT（情報通信技術）の活用により、障がいのある人が障がいのない人と実質的に同等の情報を得られるよう情報アクセシビリティの向上に取り組むことで、障がいのある人のコミュニケーション手段を拡充し、自立と社会参加を促進します。

また、手話が独自の体系を持つ言語であることについて、広く道民への普及啓発を進めるほか、手話を習得するための必要な支援を行います。

（主要な施策）

１．情報通信における情報アクセシビリティの向上

　　２．意思疎通支援の充実

３．言語としての手話の理解促進等

４．選挙等における配慮

　（記載の考え方）

　　障がい者基本計画と、障がい福祉計画の記載内容を統合。主要な施策としては、障がい者基本計画の項目を基本として、手話言語条例の制定趣旨を踏まえて、言語としての手話の理解促進等の項目を追加した。

１２　安全確保に備えた地域づくりの推進

市町村や関係団体と連携を図り、災害時はもとより日常的に障がいのある方々の安全確保を推進するため、地域住民などとの共生による支援体制づくりを推進するとともに、障がいのある方が地域社会において、安全に生活できるよう、住まいから交通機関、まちなかまで連続し、冬期における安全で快適な道路交通の確保と防災・防犯対策を推進します。

（主要な施策）

　　１．住まい・まちづくりの推進

　　２．移動・交通のバリアフリーの促進

　　３．防災・防犯対策の推進

（記載の考え方）

　　現行の障がい福祉計画と同じ文言で記載。